

○国家公安委員会告示第三十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第八条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件（平成二十八年国家公安委員会告示第十八号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

一 北海道電力株式会社 泊発電所

対象原子力事業所の所在地		対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
北海道古宇郡 泊村		北海道古宇郡 泊村		北海道古宇郡 泊村	北海道岩内郡 共和町
大字堀株村		大字堀株村（次の図面に示す部分に限る。）		大字茅沼村及び大字堀株村（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	宮丘及び梨野舞納（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点		一 北緯四十三度三分三・九二秒、東経百四十度三十分四・八〇秒の			

		を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	点
			二 北緯四十三度二分五十二秒、東経百四十度二十九分四十四秒の点
			三 北緯四十三度一分五十二秒、東経百四十度二十九分二十六秒の点
			四 北緯四十三度一分二十七秒、東経百四十度二十九分四十七秒の点
			五 北緯四十三度一分十九秒、東経百四十度三十分三十二秒の点
			六 北緯四十三度一分十九秒、東経百四十度三十一分十六秒の点
			七 北緯四十三度一分二十六・九四秒、東経百四十度三十一分四十九・七〇秒の点
備考			
一	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び北海道警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		
二	側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含		

まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 東北電力株式会社 東通原子力発電所

対象原子力事

青森県下北郡

大字白糠字前坂下三十四番地四

業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
東通村	青森県下北郡東通村	青森県下北郡東通村
	大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字小田野沢及び大字白糠（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯四十一度九分三十一・〇二秒、東経百四十一度二十三分二十・三二秒の点 二 北緯四十一度九分四十秒、東経百四十一度二十三分四十二秒の点 三 北緯四十一度九分五十秒、東経百四十一度二十四分〇秒の点 四 北緯四十一度十分二十四秒、東経百四十一度二十四分六秒の点

	を結ぶ海岸線により囲まれた区域	
備考	五	北緯四十一度十分三十秒、東経百四十一度二十四分三十一秒の点
	六	北緯四十一度十分五十二秒、東経百四十一度二十四分四十六秒の点
	七	北緯四十一度十一分二十四秒、東経百四十一度二十四分四十三秒の点
	八	北緯四十一度十二分〇秒、東経百四十一度二十四分十一秒の点
	九	北緯四十一度十二分十二・九八秒、東経百四十一度二十三分五十三・〇二秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含		

まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 東北電力株式会社 女川原子力発電所

対象原子力事業所	宮城県牡鹿郡	塚浜字前田一
業所の所在地	女川町	

対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
宮城県石巻市	宮城県牡鹿郡 女川町	宮城県石巻市	宮城県牡鹿郡 女川町
前網浜（次の図面に示す部分に限る。）	飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	鮫浦、前網浜及び寄磯浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	飯子浜及び塚浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
一 北緯三十八度二十三分四十二・九五秒、東経百四十一度三十一分二十二・六六秒の点		一 から八までに掲げる点を	

順次に結んだ 線及び一に掲 げる点と八に 掲げる点とを 結ぶ海岸線に より囲まれた 区域並びに九 から十三まで に掲げる点を 順次に結んだ 線及び九に掲 げる点と十三 に掲げる点と	二 北緯三十八度二十四分十秒、東経百四十一度三十一分二十二秒の 点
	三 北緯三十八度二十四分四十五秒、東経百四十一度三十分四十五秒 の点
	四 北緯三十八度二十五分〇秒、東経百四十一度三十分十秒の点
	五 北緯三十八度二十四分五十五秒、東経百四十一度二十九分三十一 秒の点
	六 北緯三十八度二十四分三十秒、東経百四十一度二十八分五十秒の 点
	七 北緯三十八度二十四分二十秒、東経百四十一度二十八分四十秒の 点
	八 北緯三十八度二十三分五十五・一五秒、東経百四十一度二十八分 三十五・〇一秒の点

備考		
	を結ぶ海岸線により囲まれた区域	九 北緯三十八度二十二分五十六・五六秒、東経百四十一度二十九分五十一・七〇秒の点 十 北緯三十八度二十二分五十四秒、東経百四十一度三十分九秒の点 十一 北緯三十八度二十三分十四秒、東経百四十一度三十一分十秒の点 十二 北緯三十八度二十三分十九秒、東経百四十一度三十一分十九秒の点 十三 北緯三十八度二十三分二十三・五六秒、東経百四十一度三十一分二十一・三八秒の点

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び宮城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	
--	--

四 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

対象原子力事	福島県双葉郡	大字 夫沢字北原二十二
--------	--------	-------------

業所の所在地		対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
大熊町	福島県双葉郡大熊町	福島県双葉郡双葉町	福島県双葉郡双葉町	福島県双葉郡双葉町
	大字夫沢（次の図面に示す部分に限る。）	大字郡山及び大字細谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字夫沢（次の図面に示す部分に限る。）	大字郡山、大字新山及び大字細谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十	一	北緯三十七度二十四分四・九八秒、東経百四十一度二分二・八〇秒の点
五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	二	北緯三十七度二十四分五秒、東経百四十一度二分十秒の点
	三	北緯三十七度二十四分八秒、東経百四十一度二分二十秒の点
	四	北緯三十七度二十四分十七秒、東経百四十一度二分三十五秒の点
	五	北緯三十七度二十四分三十二秒、東経百四十一度二分四十三秒の点
	六	北緯三十七度二十四分五十秒、東経百四十一度二分四十四秒の点
	七	北緯三十七度二十五分五秒、東経百四十一度三分十秒の点
	八	北緯三十七度二十五分二十三秒、東経百四十一度三分十六秒の点
	九	北緯三十七度二十五分四十秒、東経百四十一度三分十二秒の点
	十	北緯三十七度二十五分五十四秒、東経百四十一度二分五十四秒の点

備考					
	点	十一 北緯三十七度二十六分十秒、東経百四十一度二分五十秒の点	十二 北緯三十七度二十六分三十九秒、東経百四十一度二分五十秒の点	十三 北緯三十七度二十六分五十四秒、東経百四十一度二分三十四秒の点	十四 北緯三十七度二十六分五十八秒、東経百四十一度二分二十五秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに	十五 北緯三十七度二十七分〇・一一秒、東経百四十一度二分十四・八九秒の点				

に、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事業所の所在地		対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
福島県双葉郡 楡葉町	大字波倉字小浜作十二番地	福島県双葉郡 楡葉町	大字波倉（次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山（次の図面に示す部分に限る。）
福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山、大字毛萱及び大字下郡山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡 富岡町	大字上郡山、大字毛萱及び大字下郡山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山（次の図面に示す部分に限る。）
福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山（次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山（次の図面に示す部分に限る。）	福島県双葉郡 楡葉町	大字上郡山（次の図面に示す部分に限る。）

富岡町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域
郡山及び大字仏浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十七度十八分一・〇二秒、東経百四十一度一分二十六・七九秒の点 二 北緯三十七度十八分二十秒、東経百四十一度二分十九秒の点 三 北緯三十七度十八分三十九秒、東経百四十一度二分三十三秒の点 四 北緯三十七度十八分三十九秒、東経百四十一度二分四十四秒の点 五 北緯三十七度十九分〇秒、東経百四十一度二分五十九秒の点 六 北緯三十七度十九分十八秒、東経百四十一度二分五十九秒の点 七 北緯三十七度十九分三十三秒、東経百四十一度二分四十九秒の点 八 北緯三十七度十九分五十七秒、東経百四十一度一分五十二秒の点 九 北緯三十七度十九分五十七・九四秒、東経百四十一度一分三十四・九六秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所

対象原子力事 業所の所在地	対象原子力事 業所の区域	対象原子力事
新潟県柏崎市	新潟県柏崎市	新潟県刈羽郡 刈羽村
青山町十六番地四十六	青山町並びに荒浜四丁目及び大字大湊（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大字刈羽及び大字十日市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		青山町、荒浜二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四

業所に係る対 象施設周辺地 域		
	新潟県刈羽郡 刈羽村	丁目、大字大湊並びに大字宮川（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び一に 掲げる点と九 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ	大字上高町、大字刈羽、大字西元寺、大字下高町、大字滝谷、大字寺尾、大字十日市及び大字割町新田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	一 北緯三十七度二十七分九・一〇秒、東経百三十八度三十六分二十五・七八秒の点	
	二 北緯三十七度二十七分十六秒、東経百三十八度三十六分五秒の点	
	三 北緯三十七度二十六分五十七秒、東経百三十八度三十五分二十三秒の点	
	四 北緯三十七度二十七分二秒、東経百三十八度三十五分四秒の点	
	五 北緯三十七度二十六分五十二秒、東経百三十八度三十四分三十九	

備考	
	た区域
	秒の点
	六 北緯三十七度二十六分二十三秒、東経百三十八度三十四分十六秒の点
	七 北緯三十七度二十五分四十九秒、東経百三十八度三十四分二十七秒の点
	八 北緯三十七度二十四分四十七秒、東経百三十八度三十四分二十七秒の点
	九 北緯三十七度二十四分三十八・二七秒、東経百三十八度三十四分四十七・四一秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び新潟県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。	

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	
--	--

七 中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

対象原子力事	静岡県御前崎	佐倉五千五百六十一番地
--------	--------	-------------

業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
市	静岡県御前崎市	静岡県御前崎市
	佐倉（次の図面に示す部分に限る。）	池新田、佐倉、白羽及び宮内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯三十四度三十七分三十六・七五秒、東経百三十八度七分二十八・〇三秒の点 二 北緯三十四度三十七分〇秒、東経百三十八度七分三十七秒の点 三 北緯三十四度三十六分三十七秒、東経百三十八度八分二十秒の点 四 北緯三十四度三十六分二十三秒、東経百三十八度九分五秒の点

	を結ぶ海岸線により囲まれた区域	
	五	北緯三十四度三十六分二十八秒、東経百三十八度九分二十九秒の点
備考	六	北緯三十四度三十六分四十五・四二秒、東経百三十八度九分五十一・二三秒の点
	一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び静岡県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。	
二	側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
三	側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区	

域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	石川県羽咋郡志賀町	赤住一番地
対象原子力事業所の区域	石川県羽咋郡志賀町	赤住（次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
志賀町	石川県羽咋郡	赤住、田原、長田、福浦港、百浦及び若葉台（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とに結ぶ海岸線により囲まれた区域	一 北緯三十七度四分二十五・〇三秒、東経百三十六度四十三分五・九八秒の点 二 北緯三十七度四分一秒、東経百三十六度四十二分二十一秒の点 三 北緯三十七度三分十四秒、東経百三十六度四十二分二十一秒の点 四 北緯三十七度二分五十四秒、東経百三十六度四十二分五十五秒の点 五 北緯三十七度二分四十五秒、東経百三十六度四十三分二十九秒の点 六 北緯三十七度二分四十四秒、東経百三十六度四十三分五十四秒の点	

		七 北緯三十七度二分四十七・〇一秒、東経百三十六度四十四分〇・九〇秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び石川県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 関西電力株式会社 美浜発電所

対象原子力事業所の所在地	福井県三方郡美浜町	丹生第六十六号五番地の三
対象原子力事業所の区域	福井県三方郡美浜町	丹生（次の図面に示す部分に限る。）
対象原子力事業所に係る対象区域	福井県三方郡美浜町	竹波及び丹生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

象施設周辺地域	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	一 北緯三十五度四十三分七・八七秒、東経百三十五度五十七分二十四・二八秒の点 二 北緯三十五度四十三分四秒、東経百三十五度五十七分七秒の点 三 北緯三十五度四十二分三十六秒、東経百三十五度五十六分五十一秒の点 四 北緯三十五度四十二分二十秒、東経百三十五度五十六分三十八秒の点 五 北緯三十五度四十一分五十八秒、東経百三十五度五十六分四十四秒の点 六 北緯三十五度四十一分三十秒、東経百三十五度五十七分十九秒の点 七 北緯三十五度四十一分二十五秒、東経百三十五度五十七分四十四

備考	
	秒の点 八 北緯三十五度四十一分三十八秒、東経百三十五度五十八分二十二秒の点 九 北緯三十五度四十一分四十九・六九秒、東経百三十五度五十八分三十二・六六秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 関西電力株式会社 高浜発電所

対象原子力事業所の所在地	福井県大飯郡高浜町	田ノ浦第一号
対象原子力事業所の区域	福井県大飯郡高浜町	小黒飯、音海、神野、神野浦及び田ノ浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域		
福井県大飯郡高浜町	一から七までに掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた	小黒飯、音海（次の図面に示す部分に限る。）、神野（次の図面に示す部分に限る。）、神野浦、田ノ浦、難波江（次の図面に示す部分に限る。）及び山中（次の図面に示す部分に限る。）
	一から七までに掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた	一 北緯三十五度三十二分二十三・二四秒、東経百三十五度二十九分四十五・八九秒の点 二 北緯三十五度三十二分十九秒、東経百三十五度二十九分三十八秒の点 三 北緯三十五度三十二分九秒、東経百三十五度二十九分三十八秒の点 四 北緯三十五度三十一分五十四秒、東経百三十五度二十九分三十一秒の点

区域並びに八 から十六まで に掲げる点を 順次に結んだ 線及び八に掲 げる点と十六 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ た区域	五 北緯三十五度三十一分四十八秒、東経百三十五度二十九分十四秒 の点
	六 北緯三十五度三十一分三十秒、東経百三十五度二十九分二秒の点
	七 北緯三十五度三十一分二十・一〇秒、東経百三十五度二十九分〇 ・一〇秒の点
	八 北緯三十五度三十分十七・〇九秒、東経百三十五度三十分二十八 ・一六秒の点
	九 北緯三十五度三十分二十三秒、東経百三十五度三十分五十四秒の 点
	十 北緯三十五度三十分三十五秒、東経百三十五度三十一分十九秒の 点
	十一 北緯三十五度三十分五十九秒、東経百三十五度三十一分三十四 秒の点

備考		
	十二	北緯三十五度三十一分十二秒、東経百三十五度三十一分三十秒の点
一	十三	北緯三十五度三十一分二十九秒、東経百三十五度三十一分四十五秒の点
	十四	北緯三十五度三十二分十一秒、東経百三十五度三十一分三十一秒の点
	十五	北緯三十五度三十二分二十三秒、東経百三十五度三十一分十秒の点
	十六	北緯三十五度三十二分二十三・九七秒、東経百三十五度三十分五十七・七五秒の点
「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに		

に、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事 業所の所在地	対象原子力事 業所の区域	対象原子力事 業所に係る対 象施設周辺地 域
福井県大飯郡 おおい町	福井県大飯郡 おおい町	福井県大飯郡 おおい町
大島一字吉見一番地一	大島（次の図面に示す部分に限る。）	大島（次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯三十五度三十一分四十七・一二秒、東経百三十五度四十分〇 ・五〇秒の点 二 北緯三十五度三十一分四十九秒、東経百三十五度四十分十五秒の 点

掲げる点と十	三	北緯三十五度三十二分五秒、東経百三十五度四十分三十七秒の点
四に掲げる点	四	北緯三十五度三十二分三十六秒、東経百三十五度四十分三十七秒
とを結ぶ海岸	の点	
線により囲ま	五	北緯三十五度三十二分五十六秒、東経百三十五度四十分十九秒の
れた区域並び	点	
に十五から十	六	北緯三十五度三十三分十七秒、東経百三十五度四十分六秒の点
八までに掲げ	七	北緯三十五度三十三分二十一秒、東経百三十五度三十九分四十一
る点を順次に	秒の点	
結んだ線及び	八	北緯三十五度三十三分十九秒、東経百三十五度三十九分二十二秒
十五に掲げる	の点	
点と十八に掲	九	北緯三十五度三十三分十九秒、東経百三十五度三十八分五十七秒
げる点とを結	の点	
ぶ海岸線によ	十	北緯三十五度三十三分六秒、東経百三十五度三十八分三十九秒の

り囲まれた区	
域	点
十一 北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十五度三十八分十六秒の点	
十二 北緯三十五度三十二分二十四秒、東経百三十五度三十七分二十二秒の点	
十三 北緯三十五度三十二分七秒、東経百三十五度三十七分十六秒の点	
十四 北緯三十五度三十一分四十五・〇九秒、東経百三十五度三十七分二十一・〇一秒の点	
十五 北緯三十五度三十一分三十四・〇二秒、東経百三十五度三十八分四十三・〇一秒の点	
十六 北緯三十五度三十一分三十六秒、東経百三十五度三十八分五十八秒の点	

備考	十七 北緯三十五度三十一分三十三秒、東経百三十五度三十九分十二秒の点
	十八 北緯三十五度三十一分四十・九六秒、東経百三十五度三十九分四十一・六六秒の点
二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区	

域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	島根県松江市	鹿島町片匂六百五十四番地一
対象原子力事業所の区域	島根県松江市	鹿島町片匂並びに鹿島町佐陀本郷、鹿島町御津及び鹿島町名分（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
島根県松江市	鹿島町片勾並びに鹿島町北講武、鹿島町佐陀本郷、鹿島町武代、鹿島町手結、鹿島町御津及び鹿島町名分（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とに掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	一 北緯三十五度三十二分二十六・九四秒、東経百三十三度一分二十六・〇四秒の点 二 北緯三十五度三十二分三十三秒、東経百三十三度一分二十五秒の点 三 北緯三十五度三十二分四十六秒、東経百三十三度一分十四秒の点 四 北緯三十五度三十二分五十四秒、東経百三十三度〇分四十六秒の点 五 北緯三十五度三十三分十二秒、東経百三十三度〇分三秒の点 六 北緯三十五度三十三分十二秒、東経百三十二度五十九分十二秒の点

備考	
	点 七 北緯三十五度三十二分四十六秒、東経百三十二度五十八分四十秒の点 八 北緯三十五度三十二分二十六・九四秒、東経百三十二度五十八分三十八・九五秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び島根県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 四国電力株式会社 伊方発電所

対象原子力事業所の所在地	愛媛県西宇和郡伊方町	九町字コチワキ三番耕地四十番地三
対象原子力事業所の区域	愛媛県西宇和郡伊方町	亀浦及び九町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	愛媛県西宇和郡伊方町	亀浦、川永田、九町及び二見（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とに掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	一 北緯三十三度二十九分五十五・〇三秒、東経百三十二度十九分二十九・九八秒の点 二 北緯三十三度三十分九秒、東経百三十二度十九分七秒の点 三 北緯三十三度三十分五秒、東経百三十二度十八分二十秒の点 四 北緯三十三度三十分〇秒、東経百三十二度十八分〇秒の点 五 北緯三十三度二十九分三十八秒、東経百三十二度十七分四十九秒の点 六 北緯三十三度二十九分二十秒、東経百三十二度十七分二十六秒の点

		七 北緯三十三度二十九分一・〇四秒、東経百三十二度十七分二十五・〇二秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛媛県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
佐賀県東松浦郡玄海町	佐賀県東松浦郡玄海町	大字今村及び大字普恩寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
大字今村字浅湖四千百十二番地一		鎮西町串（次の図面に示す部分に限る。）

象施設周辺地域	
佐賀県東松浦郡玄海町	
一から九までに掲げる点を順次に結んだ線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線、十に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ	大字今村及び大字普恩寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十三度三十一分十三・二四秒、東経百二十九度五十一分十二・九一秒の点 二 北緯三十三度三十一分二十五秒、東経百二十九度五十一分十秒の点 三 北緯三十三度三十一分三十六秒、東経百二十九度五十分四十六秒の点 四 北緯三十三度三十一分四十五秒、東経百二十九度四十九分四十秒の点 五 北緯三十三度三十一分三十秒、東経百二十九度四十九分十秒の点 六 北緯三十三度三十一分〇秒、東経百二十九度四十九分〇秒の点

	線及び一に掲	七	北緯三十三度三十分四十秒、東経百二十九度四十九分二十秒の点
	げる点と十一	八	北緯三十三度三十分二十一秒、東経百二十九度四十九分二十五秒
	に掲げる点と	の点	
	を結ぶ海岸線	九	北緯三十三度三十分四・〇一秒、東経百二十九度五十分二・〇四
	により囲まれ	秒の点	
	た区域	十	北緯三十三度三十分二十五・九九秒、東経百二十九度五十一分十
		三・〇一秒の点	
		十一	北緯三十三度三十分四十八・九四秒、東経百二十九度五十一分
備考		十九・九八秒の点	
	一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び佐賀県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。		

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 九州電力株式会社 川内原子力発電所

対象原子力事

鹿児島県薩摩

久見崎町字片平山千七百六十五番地三

業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
川内市	鹿児島県薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市
	久見崎町（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を順次に結んだ線並びに一に掲げる点と十三に掲げる 一 北緯三十一度五十分十九・九〇秒、東経百三十度十二分三十・〇一秒の点 二 北緯三十一度五十分三十秒、東経百三十度十二分三十秒の点 三 北緯三十一度五十分四十七秒、東経百三十度十二分二十秒の点 四 北緯三十一度五十一分五秒、東経百三十度十一分四十秒の点

備考	
	点とを結ぶ河 岸線及び海岸 線により囲ま れた区域 五 北緯三十一度五十分五十九秒、東経百三十度十一分十七秒の点 六 北緯三十一度五十分四十八秒、東経百三十度十一分四秒の点 七 北緯三十一度五十分四十八秒、東経百三十度十分五十四秒の点 八 北緯三十一度五十分二十秒、東経百三十度十分十秒の点 九 北緯三十一度五十分〇秒、東経百三十度十分十秒の点 十 北緯三十一度四十九分四十秒、東経百三十度十分二十秒の点 十一 北緯三十一度四十九分三十五秒、東経百三十度十分三十秒の点 十二 北緯三十一度四十九分二十一秒、東経百三十度十分三十三秒の点 十三 北緯三十一度四十九分十一・一〇秒、東経百三十度十分五十一・八七秒の点

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び鹿児島県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事業所の所在地		対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	
茨城県那珂郡 東海村	大字白方字白根一番一	茨城県那珂郡 東海村	大字白方及び大字豊岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	茨城県日立市	留町（次の図面に示す部分に限る。）
茨城県那珂郡 東海村	大字亀下、大字白方、大字豊岡及び大字村松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一に掲げる点	一 北緯三十六度二十九分六・九三秒、東経百四十度三十五分五十九		

と二に掲げる	・七七秒の点
点とを結んだ	二 北緯三十六度二十九分四・二七秒、東経百四十度三十五分五十五
線、二に掲げ	・三八秒の点
る点と三に掲	三 北緯三十六度二十七分十四・〇一秒、東経百四十度三十六分三十
げる点とを結	・八七秒の点
ぶ河岸線及び	四 北緯三十六度二十七分十四秒、東経百四十度三十六分四十五秒の
海岸線、三か	点
ら八までに掲	五 北緯三十六度二十七分二十二秒、東経百四十度三十七分〇秒の点
げる点を順次	六 北緯三十六度二十七分二十二秒、東経百四十度三十七分二十一秒
に結んだ線並	の点
びに一に掲げ	七 北緯三十六度二十七分五十四秒、東経百四十度三十七分四十四秒
る点と八に掲	の点
げる点とを結	八 北緯三十六度二十八分四十八・六四秒、東経百四十度三十七分九

		・二〇秒の点
	ぶ河岸線及び 海岸線により 囲まれた区域	
備考		

一	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二	側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三	側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれ

るものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業
福井県敦賀市	福井県敦賀市	福井県敦賀市
明神町一番地	浦底、立石及び明神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	色浜及び浦底（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、白木一丁目

業所に係る対 象施設周辺地 域		
	福井県三方郡 美浜町	及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、立石並びに明 神町
次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び一に 掲げる点と十 九に掲げる点 とを結ぶ海岸 線により囲ま 点	竹波（次の図面に示す部分に限る。）	
一 北緯三十五度四十三分四十七・〇一秒、東経百三十六度二分十・ 六九秒の点		
二 北緯三十五度四十三分四十七秒、東経百三十六度二分二十九秒の 点		
三 北緯三十五度四十四分一秒、東経百三十六度二分五十一秒の点		
四 北緯三十五度四十四分二十三秒、東経百三十六度二分五十八秒の 点		

れた区域

五	北緯三十五度四十四分四十二秒、東経百三十六度二分四十六秒の点
六	北緯三十五度四十五分十二秒、東経百三十六度二分三十七秒の点
七	北緯三十五度四十五分二十八秒、東経百三十六度二分二十二秒の点
八	北緯三十五度四十五分四十三秒、東経百三十六度二分三秒の点
九	北緯三十五度四十五分四十五秒、東経百三十六度一分四十四秒の点
十	北緯三十五度四十五分五十八秒、東経百三十六度一分三十八秒の点
十一	北緯三十五度四十六分十二秒、東経百三十六度一分十九秒の点
十二	北緯三十五度四十六分十二秒、東経百三十六度〇分五十四秒の点

十四 北緯三十五度四十六分〇秒、東經百三十六度〇分十四秒の点

八秒の点

三秒の点

秒の点

点

分七・〇一秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域
福井県敦賀市	福井県敦賀市	福井県敦賀市
白木二丁目一番地	白木一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	白木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目並びに明神町（次の図面に示す部分に限る。）
竹波及び丹生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	美浜町	福井県三方郡

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	
一 北緯三十五度四十四分五十九・八六秒、東経百三十六度〇分四・三三秒の点	
二 北緯三十五度四十五分十四秒、東経百三十五度五十九分五十三秒の点	
三 北緯三十五度四十五分十七秒、東経百三十五度五十九分二十六秒の点	
四 北緯三十五度四十五分十二秒、東経百三十五度五十九分七秒の点	
五 北緯三十五度四十四分五十九秒、東経百三十五度五十八分五十三秒の点	
六 北緯三十五度四十四分三十四秒、東経百三十五度五十八分十五秒の点	
七 北緯三十五度四十四分十六秒、東経百三十五度五十八分十秒の点	

		八 北緯三十五度四十四分六・二七秒、東経百三十五度五十八分十二・八二秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん

対象原子力事業所の所在地	対象原子力事業所の区域	対象原子力事業所に係る対
福井県敦賀市	福井県敦賀市	福井県敦賀市
明神町三番地	明神町（次の図面に示す部分に限る。）	浦底、立石及び明神町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

象施設周辺地域		
	一から十まで	一七秒の点
に掲げる点を	一 北緯三十五度四十四分四十五・一九秒、東経百三十六度二分〇・	
順次に結んだ	二 北緯三十五度四十四分四十九秒、東経百三十六度二分三秒の点	
線及び一に掲	三 北緯三十五度四十五分三秒、東経百三十六度二分五秒の点	
げる点と十に	四 北緯三十五度四十五分三十秒、東経百三十六度一分五十六秒の点	
掲げる点とを	五 北緯三十五度四十五分四十秒、東経百三十六度一分四十秒の点	
結ぶ海岸線に	六 北緯三十五度四十六分六秒、東経百三十六度一分十五秒の点	
より囲まれた	七 北緯三十五度四十六分十秒、東経百三十六度〇分五十秒の点	
区域並びに十	八 北緯三十五度四十六分〇秒、東経百三十六度〇分二十秒の点	
一に掲げる点	九 北緯三十五度四十五分三十秒、東経百三十六度〇分四秒の点	
と十二に掲げ	十 北緯三十五度四十五分五・〇三秒、東経百三十六度〇分八・〇六	
る点とを結ん	秒の点	
だ線及び十一	十一 北緯三十五度四十四分三十・〇三秒、東経百三十六度一分三十	

備考		
	に掲げる点と 十二に掲げる 点とを結ぶ海 岸線により囲 まれた区域	八・〇四秒の点 十二 北緯三十五度四十四分三十四・九五秒、東経百三十六度一分五 十一・八八秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 日本原燃株式会社 再処理事業所

対象原子力事業所の所在地 青森県上北郡六ヶ所村	対象原子力事業所の区域 青森県上北郡六ヶ所村
大字尾駸字沖付	大字尾駸（次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域	青森県上北郡六ヶ所村	大字尾駁及び大字鷹架（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
---------------------	------------	-------------------------------

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

対象原子力事業所の所在地	茨城県那珂郡 東海村	大字村松字真砂山四番三十三
対象原子力事業所の区域	茨城県那珂郡 東海村	大字照沼及び大字村松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域		
茨城県ひたちなか市	茨城県那珂郡東海村	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点とを掲げる点とを掲げる点とを
大字長砂（次の図面に示す部分に限る。）	大字照沼及び大字村松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十六度二十五分三十七・九二秒、東経百四十度三十六分五十九・七六秒の点 二 北緯三十六度二十五分五十二・五四秒、東経百四十度三十六分五十九・七六秒の点 三 北緯三十六度二十六分三十・三〇秒、東経百四十度三十七分四・九九秒の点

域	結ぶ海岸線に より囲まれた 区域並びに三 から五までに 掲げる点を順 次に結んだ線 及び三に掲げ る点と五に掲 げる点とを結 ぶ海岸線によ り囲まれた区 域
	四 北緯三十六度二十六分五十秒、東経百四十度三十七分〇秒の点 五 北緯三十六度二十七分二・〇五秒、東経百四十度三十六分三十・ 八七秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象原子力事業所の所在地		対象原子力事業所の区域		対象原子力事業所に係る対象施設周辺地
茨城県東茨城郡大洗町		茨城県東茨城郡大洗町		茨城県東茨城
成田町四千二番地		成田町（次の図面に示す部分に限る。）		上釜、上釜、沢尻及び下太田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		成田町（次の図面に示す部分に限る。）		成田町（次の図面に示す部分に限る。）

郡大洗町	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	一 北緯三十六度十五分五・五五秒、東経百四十度三十三分三十五・三六秒の点 二 北緯三十六度十五分十四秒、東経百四十度三十三分四十五秒の点 三 北緯三十六度十五分二十秒、東経百四十度三十三分五十秒の点 四 北緯三十六度十五分三十秒、東経百四十度三十三分五十秒の点 五 北緯三十六度十五分四十秒、東経百四十度三十四分五秒の点 六 北緯三十六度十六分三十秒、東経百四十度三十四分五秒の点 七 北緯三十六度十六分四十秒、東経百四十度三十四分〇秒の点 八 北緯三十六度十六分五十五秒、東経百四十度三十三分五十秒の点 九 北緯三十六度十七分〇・〇二秒、東経百四十度三十三分三十・一八秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象原子力事業所の区域及び対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

[